

新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議設置要綱

(設 置)

第1条 徳島県公立高等学校の目指すべき将来像を描くに当たり、最適な高校の在り方を検討するため、「新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 公立高等学校の特色化・魅力化を図るための方策
- (2) 公立高等学校の協働的な学びの確保に向けた方策
- (3) 公立高等学校の地域の拠点としての施設の利活用の方策

(委 員)

第3条 検討会議は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、行政関係者及び学校関係者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる報告が終了するまでとする。
- 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 検討会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 検討会議の庶務は、徳島県教育委員会教育創生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。